

(令和4. 12. 21秘書印)

令和5年の夏期（7月21日～8月31日）における司法行政事務の取扱い

令和5年の夏期（7月21日～8月31日）における司法行政事務（別に最高裁判所長官その他の者に委任された事項に係るもの除く。）は、次に掲げる区分に従い、最高裁判所長官及び各小法廷の裁判官に委任する。

委任期間	委任する裁判官
7月21日～8月3日	最高裁判所長官及び第一小法廷の各裁判官
8月4日～同月17日	最高裁判所長官及び第二小法廷の各裁判官
8月18日～同月31日	最高裁判所長官及び第三小法廷の各裁判官